

更新業務全般に関して

【質問】

いままで片側1車線の道路で、交差点付近のみ、右折専用レーンが出来ました。この場合、車線数増加＝道路幅員増加として、「デジタル道路地図更新のための資料収集リスト」の記入対象となりますか

【回答】

交差点周辺における右折レーンや左折レーンの設置は、対象となりませんので記入は不要です。

但し、物理的な左折専用道路の新設（交通島）は、レーンの設置ではなく、道路の新設になりますので記入対象となりますので、記入をお願いします。